

3 地図作成総括責任者制度の概要

(3) 制度の活用

不動産登記法を始め多くの法律に基づき地図が作成されてるが、作成された地図は、登記所が受入れて国民に不動産登記法14条1項地図として公開し一筆ごとの財産を明確に示す公示手段として活用されている。公開された時点で各種の法律に基づき作成された地図も不動産登記法14条1項地図であり、不動産登記法が求める基準は満たしている。

しかしながら、地図作成には、表現できない作成過程において発生する多くの問題点を迅速かつ適正に解決することが求められており、不適切な処理や判断が後日の紛争の火種となる事も考えられる。

そこで、多くの地図作成作業当初から納品に至るまでの全工程につき地図作成総括責任者が関わり地図を作成することで、作成作業中に発生する多くの問題点（筆界と所有権界の相違・備付地積測量図等の疎明書面と公図の相違・官民境界査定資料との相違等）を合法的（登記手続き・筆界特定制度・ADR制度等の活用）に解決して地図を作成することが可能となる。

本講座修了者で地図作成総括責任者の認定を受けた調査士協会社員の多くの者が地図作成事業に関わることで、後日の紛争を防ぎ、高精度・高品質の地図を最小の予算で作成することが可能となるであろう。

そのためには、地図作成業務の受注要件に地図作成総括責任者が取り込まれるよう発注機関に働きかけると同時に、多くの地図作成総括責任者を育成していくことが全公連に課せられた使命であると考えている。